

いわき市立桶売小学校「学校だより」

おけうり

令和3年8月25日(水)第16号

(発行者 校長 大木 淳)

<教育目標>

- ☆進んで学ぶ子ども(知)
- ☆健康でたくましい子ども(体)
- ☆みんなで助け合う子ども(徳)

<校章の由来>



外形は学校を取り囲む山々を表し、その内側には健やかな成長と社会貢献を願い、杉の若芽が描かれています。

第2学期スタート



35日間、840時間、50,400分も過ぎてしまえばほんの一瞬…。新型コロナウイルスとの共存が始まって2回目の夏は、ワクチンがみんなに行き渡り、悲願であった「東京オリンピック」は開会式からこぞって各会場に詰めかけ、熱狂の嵐になるはずでした。

そんな思いとは裏腹に、開催日が近づくにつれて感染症の勢いはさらに増して、無観客や人数制限をしての実施となりました。それでも、テレビの画面を通して、文字通り「血のにじむような」努力を続けてきた各国の選手たちの一人ひとりからは、この瞬間、この一瞬に限界まで挑む強い意志を見せつけられ、感動をすることができました。

さて、本日から第2学期83日間が始まりました。本校には2名のスーパースターがありますが、本学期も、またまた大活躍をしてくれるものと期待しております。



TOKYO 2020



職員一同、日々の授業を基盤に教育活動の充実を図り、本校の教育目標「進んで学ぶ子ども」「健康でたくましい子ども」「みんなで助け合う子ども」の育成を誠心誠意、図ってまいりますので、1学期同様に皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

今後の学校運営について

—まん延防止等重点措置・集中対策—

本市において、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念されるため、8月8日から標記重点措置が発出されました。子ども達の健康を第一に考え、本日より8月31日(火)まで、給食を提供せず午前中3校時限といたします。保護者の皆様におかれましては、2学期開始早々、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご家庭にあっても、今までの感染防止にかかる取組(マスク着用・手洗い・換気など)を継続されますよう、お願いいたします。また、お子さんに限らず、同居のご家族に発熱やかぜ症状がある場合には登校を控えていただき、かかりつけの医師にご相談ください。

2学期のおもな予定

9月 1日(水) 小中合同避難訓練(延期)	11月 11日(木) 合同持久走記録会
21日(火) ぶどう収穫(中止)	17日(水) 教育相談
28日(火) 明夢祭練習開始	19日(金) 合同見学学習(日産見学)
10月 13日(水) 就学時健康診断	26日(金) 収穫祭
19日(火) 明夢祭予行	12月 3日(金) 授業参観日(小のみ)
23日(土) 明夢祭	6日(月) ふれあい弁当デー
25日(月) 繰替休業日	23日(木) 第2学期終業式

* 空間放射線値 0.091 $\mu\text{Sv/h}$ (8月25日 8:10)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月8日(日) ～9月12日(日)	令和3年 8月23日(月) ～9月12日(日)	令和3年 8月26日(木) ～9月12日(日)	令和3年8月8日(日) ～8月31日(火) ※期間等の改定は、別途決定
適用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年8月23日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染力の強いデルタ株が若い人にも広がっています

令和3年7月31日(土)～9月12日(日)

いわき市新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止一斉行動

(まん延防止等重点措置)

市民の皆さまへのお願い

- ① 不要不急の**外出自粛** 追加 混雑した場所等への外出は厳に控えてください
- ② 基本的な**感染対策の徹底**
- ③ 都道府県をまたぐ**旅行・帰省等**の原則、**中止・延期**
- ④ **夜8時以降**、飲食店等のみだりに**出入りしない**

受診・相談専用ダイヤル

症状のある方はかかりつけ医に電話相談を。症状があつてかかりつけ医を持たない方は

【受診・相談センター】0120-567-747
(平日・休日問わず24時間対応)

【症状のない方】

- ・福祉施設の従事者および利用者
- ・飲食店の従業員
- ・児童施設の従事者、教育機関の従事者

電話番号 **0246-27-8596**
(受付時間 午後1時～午後4時、土日は除く)

事業者の皆さまへのお願い (市内全域) 【期間】 令和3年8月8日(日)～9月12日(日)

- ① **飲食店等** (対象：食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗) (協力金) 1日当たり3万円～(売上高に応じて)
 - ・営業時間を短縮(営業時間：午前5時～午後8時)
 - ・酒類の提供の自粛(終日)
 - ・カラオケ設備の利用の自粛(終日)
- ② **飲食店以外** (延床面積1,000㎡超の施設)
 - ・営業時間を短縮(午後8時まで)に応じた場合、協力金を支給

追加：大規模商業施設は、入場者が密集しないよう整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。(出入口の制限、整理券の配布、混雑状況等の情報発信など)

【飲食店等の相談窓口】いわき地区協力金コールセンター

電話 **024-521-8562**

(受付時間 午前9時～午後5時)